

魚津市告示第42号

魚津市地域包括支援センター運営協議会設置要綱を次のように定める。

令和6年3月21日

魚津市長 村椿 晃

魚津市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項の規定に基づき設置される地域包括支援センター（以下「センター」という。）の中立性・公平性を確保し、包括的支援事業その他センターが実施する事業を円滑に実施するため、魚津市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) センターの設置、選定又は変更に関すること。
- (2) センターの運営及び評価に関すること。
- (3) 地域における他機関ネットワークの形成に関すること。
- (4) センターの職員の人材確保に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する10名以内の委員をもって組織する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者
- (2) 医療、保健又は福祉関係者
- (3) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者又は介護保険の被保険者
- (4) 権利擁護又は相談事業を担う関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域ケアに関する学識経験者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び職務代理者)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会議を主宰する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、民生部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日において魚津市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成17年11月1日民生部長決裁）第3条第2項の規定により委嘱されている委員（以下「旧協議会委員」という。）は、第3条第2項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。